

令和7年度

消費者行政概要

盛岡市消費生活センター

（令和7年6月作成）

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ 目 次 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

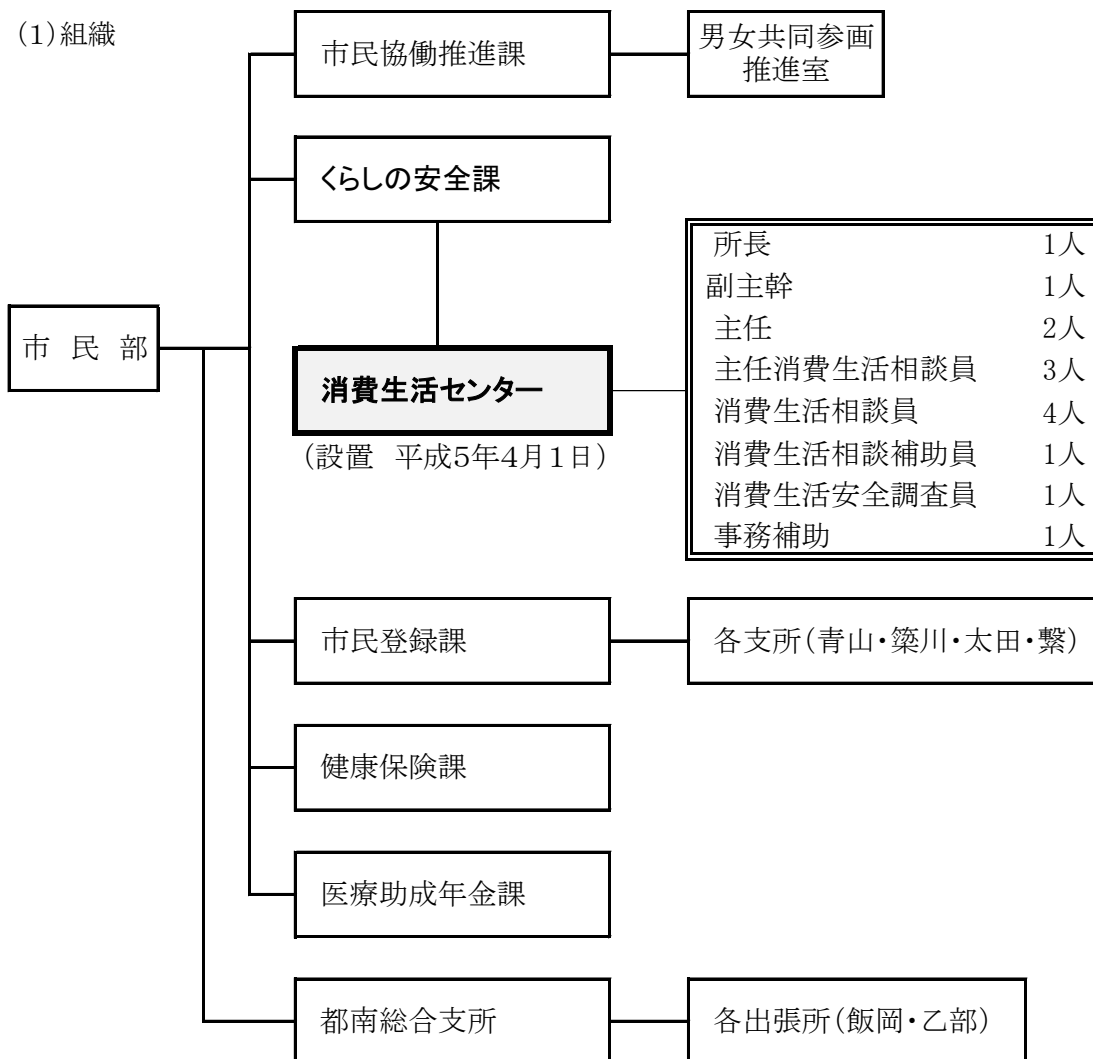
I	消費者行政の概要	1
1	組織及び事務分掌	1
2	消費者行政施策	2
3	市の人口、予算等	3
4	消費者行政のあゆみ	4
II	消費者行政の主な事業	6
1	消費者行政の推進	6
(1)	消費生活相談	6
(2)	消費者救済資金貸付事業	9
(3)	単位価格表示の普及	10
(4)	消費生活用製品安全法立入検査	10
(5)	家庭用品品質表示法立入検査	11
(6)	電気用品安全法に基づく立入検査	11
(7)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律に基づく立入検査	11
(8)	ガス事業法に基づく立入検査	11
2	消費者教育・啓発等	12
(1)	消費者講座の開催	12
(2)	消費生活情報誌の発行	12
(3)	啓発用資料等の作成	12
III	計量行政の主な事業	13
1	計量行政の推進	13
(1)	計量器の定期検査	13
(2)	計量取締指導(立入検査)	13
(3)	計量思想の普及・啓発	15

I 消費者行政の概要

1 組織及び事務分掌

(令和7年4月1日 現在)

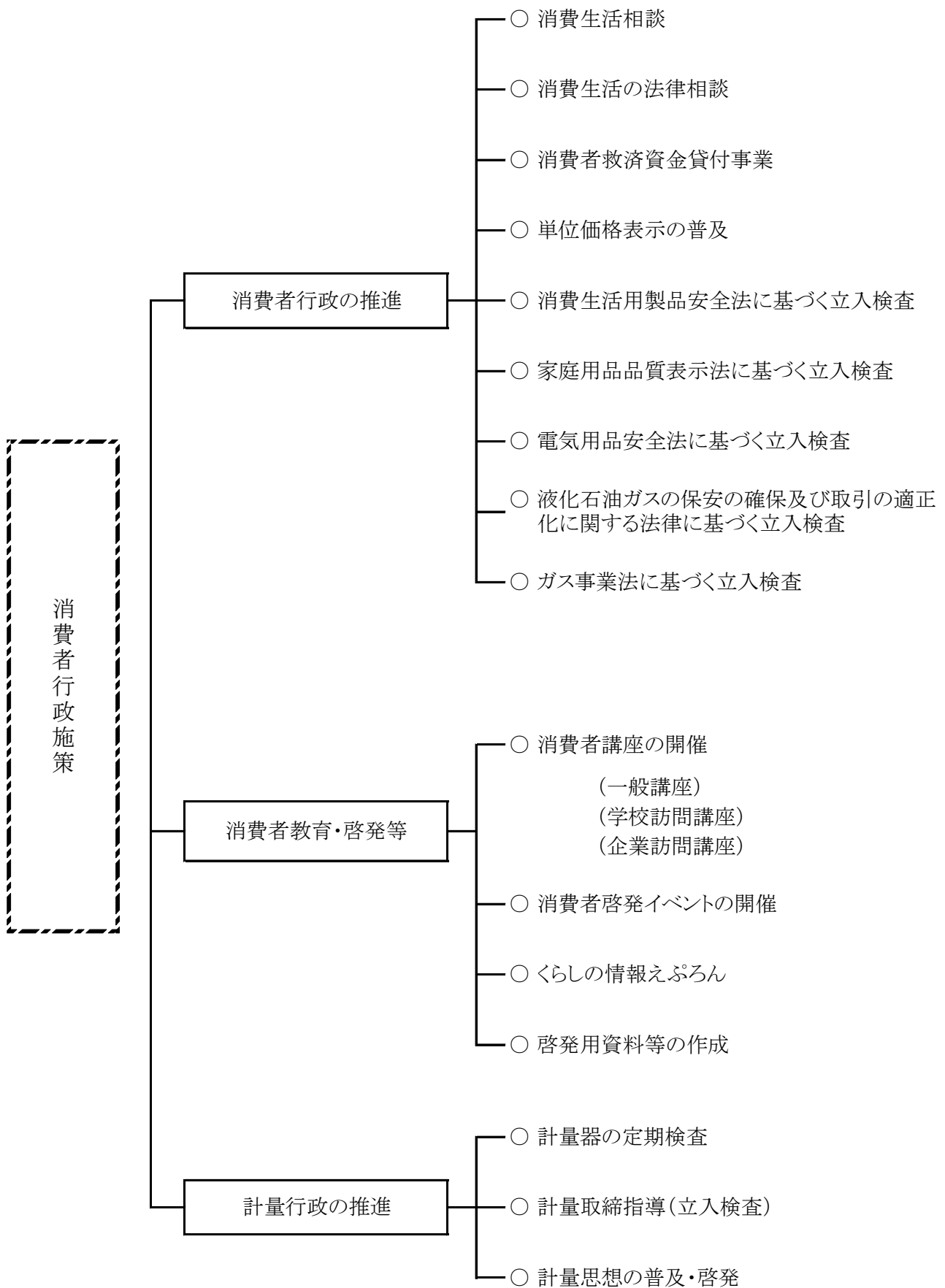
(1)組織



(2)事務分掌

- ① 消費生活に係る資料の収集及び情報提供に関すること。(盛岡広域を含む)
- ② 消費生活情報ネットワーク・システムに関すること。(盛岡広域を含む)
- ③ 消費者救済資金に関すること。
- ④ 消費生活相談に関すること。(盛岡広域を含む)
- ⑤ 消費者啓発及び教育に関すること。(盛岡広域を含む)
- ⑥ 消費者団体の育成に関すること。(盛岡広域を含む)
- ⑦ 計量器の事前調査及び定期検査に関すること。
- ⑧ 量目取締指導に関すること。
- ⑨ 計量関係事業所の取締指導に関すること。
- ⑩ 計量責任者研修会に関すること。
- ⑪ 計量思想の普及・啓発に関すること。
- ⑫ 県から委譲された事務(単位価格普及事務、消費生活用特定製品事務、家庭用品品質表示事務、電気用品安全事務の各一部)に関すること。
- ⑬ その他消費者行政に関すること。

2 消費者行政施策



3 市の人口、予算等

(1) 盛岡市の人口 278,186 人(令和7年4月1日現在の推計人口)

(2) 盛岡市の世帯数 132,420 世帯(令和7年4月1日現在の推計人口に基づく世帯数)

(3) 盛岡市の令和7年度一般会計当初予算額 124,280,000 千円

(4) 消費生活センターに係る令和7年度当初予算額(歳出)

① 消費者行政推進事業	59,493 千円
② 消費者行政活性化事業	4,711 千円
③ 消費生活資金貸付事業	82,002 千円
④ 計量行政推進事業	3,003 千円
合 計	149,209 千円

① 消費者行政推進事業 59,493 千円

- ・常勤職員3人に係る人件費 17,538千円
- ・会計年度任用職員に係る人件費 38,902千円
(所長1人・主任消費生活相談員2人・消費生活相談員4人・消費生活相談補助員1人・消費生活安全調査員1人・事務補助1人)
- ・法律相談(月2回)に係る報償費 720千円 ・研修等旅費及び受講料 420千円
- ・その他の経費 1,913千円

② 消費者行政活性化事業 4,711 千円

- ・会計年度任用職員1人(主任消費生活相談員)に係る人件費 4,111千円
- ・法律相談(月1回)に係る報償費 360千円 ・講師謝金 90千円
- ・日額旅費、費用弁償 150千円

③ 消費生活資金貸付事業 82,002 千円

- ・消費者救済資金貸付事業に係る預託金 82,000千円
○債務整理資金 60,000千円 ○生活再建資金 22,000千円
- ・需用費(印刷用紙代) 2千円

④ 計量行政推進事業 3,003 千円

- ・計量法に基づき、取引や証明に使用する計量器の定期検査を実施する経費(北部地区)
○計量器定期検査業務委託料 2,798千円 ○その他の経費 205千円
- ・計量行政推進事業に併せて以下の事務も実施する。
 - 単位価格普及事務
 - 消費生活用製品安全法に基づく消費生活用特定製品事務
 - 家庭用品品質表示法に基づく販売事業者への立入検査等事務
 - 電気用品安全法に基づく販売事業者への立入検査等事務
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売事業者への立入検査等事務
 - ガス事業法に基づくガス用品販売事業者への立入検査等事務

4 消費者行政のあゆみ

昭和40年度(1965)	計量法による計量特定市の指定を受ける。
昭和43年度(1968)	国は、消費生活の安定と向上の為に「消費者保護基本法」を制定し、社会経済の進展に伴う消費者を取り巻く種々の問題に対応を図ることとした。
昭和44年度(1969)	消費者保護行政と計量の適正化を推進する計量行政とを併せた総合窓口として、産業部商工観光課に消費経済係(3人)を設け、『消費生活相談窓口』を常時開設。
昭和45年度(1970)	消費生活モニター制度を導入(平成20年度廃止)。
昭和46年度(1971)	担当係名を、消費経済係から消費生活係に変更。
昭和47年度(1972)	定期計量業務の一部を民間計量士に委託し、計量の合理化を図る。 第4回東北都市消費者行政協議会総会を盛岡市で開催。
昭和48年度(1973)	第1次オイルショックとその後の物不足や狂乱物価は、冷静さを欠いた消費者の対応など各分野で深い反省を呼び起こしたことから、市民生活の安定向上を図るため、消費生活モニターによる物価監視体制の強化や資料収集等を実施し、消費者への速やかな情報の提供等に努めるとともに、「盛岡市生活物資等安定対策委員会(委員長：盛岡市助役)」を設置。
昭和54年度(1979)	一般職員が1人増員。「出前消費者講座」と「無料法律相談」を開始。 勤労者が緊急に生活資金を必要としている場合の対応を図るため、「盛岡市生活安定資金貸付制度」をスタート(平成14年度移管)。
昭和56年度(1981)	第1回盛岡消費者まつり開催。
昭和57年度(1982)	盛岡市計量検査所設置。
昭和59年度(1984)	初めて消費生活相談員を1人配置し、サラ金・クレジット等消費生活全般についての消費者からの問い合わせに対応することとした。 「生活ミニ情報えぷろん」を発行し消費者被害の未然防止に努める。
昭和60年度(1985)	いわゆる「豊田商事事件」を機に、訪問販売など特殊販売をめぐるトラブルの解消のため、専用電話「消費者110番」を設置。
昭和62年度(1987)	消費生活相談員を1人増員(2人体制)。
昭和63年度(1988)	組織機構改革により、消費者行政の担当は、産業部から市民生活部(生活環境課消費生活係)に移管。
平成元年度(1989)	「盛岡市消費者救済資金貸付制度」をスタートさせ、サラ金・クレジットなどの多重債務の整理で困っている市民の対応にあたる。
平成2年度(1990)	消費生活相談員を1人増員(3人体制)。
平成3年度(1991)	食品の安全に関し調査・検討するため、「盛岡市食品安全懇談会」を設置。
平成4年度(1992)	平成4年4月都南村と合併。一般職員を1人増員。
平成5年度(1993)	『盛岡市消費生活センター』を設置して、市民への情報提供と相談業務の質的充実にあたる。
平成6年度(1994)	学生等を対象とした「学校訪問による出前消費者講座」を開始。
平成7年度(1995)	「盛岡市食品安全懇談会」が市長に報告書を提出し解散。
平成8年度(1996)	新社会人等を対象とした「企業訪問による出前消費者講座」を開始。
平成9年度(1997)	組織機構改革により、担当が市民部市民生活課消費生活係となる。
平成11年度(1999)	計量器定期検査を、(社)計量計測技術センターに全部委託。
平成12年度(2000)	組織機構改革により市民生活課消費生活係を廃止し、消費者行政及び計量行政は、市民生活課が所管する消費生活センターの業務となる。 消費生活センターが6月「プラザおでつて」に移転し専任の所長を配置。
平成13年度(2001)	全国消費生活情報ネットワーク・システム(パイオネット)の端末機を設置(国庫負担事業)。
平成14年度(2002)	消費生活相談員を1人増員(4人体制)。 「盛岡市生活安定資金貸付制度」が、産業部工業労政課の所管となる。
平成15年度(2003)	架空請求に関する相談が急増し、消費生活相談件数が前年度比55%増の3,813件になる。

平成16年度(2004)	国は、「消費者保護基本法」を改正して「消費者基本法」を公布し、保護から自立支援へと大きく転換。 消費生活相談員を1人増員(5人体制)。「悪質商法に負けないまちづくり」事業を開始。相談件数が前年度比63%増の6,202件(最多)となる。
平成17年度(2005)	組織機構改革により、市民活動推進課の所管となる。 パイオネットの入力用端末機が国民生活センターからの貸与による直接入力方式となり、「くらしの情報えぷろん」が広報もりおかの中で、隔月掲載となる。「賢い消費者養成講座」を開始(25年度まで)。
平成18年度(2006)	平成19年1月玉山村と合併。 庁内関係部署と連携して多重債務問題を抱える市民の債務整理を支援することにより生活再建を進め、もって収納率の向上に繋げることを目的として、19年3月「盛岡市多重債務者包括的支援プログラム」を策定する。
平成19年度(2007)	消費生活相談員を1人増員(6人体制)。「盛岡市多重債務者包括的支援プログラム」に基づき、多重債務者の生活再建支援を開始。 架空・不当請求に関する相談が687件と前年度比で半減した一方、借金に関する相談が1,997件(最多)と倍増した(全体の相談件数は3,923件)。
平成20年度(2008)	組織機構改革により、市民部の直轄となる。激増する多重債務問題の相談業務に当たるため消費生活相談員を3人増員(9人体制)。 相談室及び執務スペースを確保するため、8月に肴町分庁舎に移転。 21年1月から市とNPO法人が事業主体となり「くらしとお金の安心支援事業」を開始し、法人内に生活困窮者の生活再建支援のための無料相談窓口を設置。消費生活モニター制度を廃止。
平成21年度(2009)	国が、消費者行政を一元化するため消費者庁を創設。 債務整理後にセーフティネット貸付等の対象にならない市民を対象に、消費者救済資金貸付制度に「生活再建資金貸付」を創設。
平成22年度(2010)	盛岡広域8市町村の消費者行政の共同実施を開始し、盛岡市消費生活センターを『盛岡広域の消費生活センター』として位置づけ、主体的に相談及び啓発事業を行うため、消費生活相談員を4人増員(13人体制)。 (広域圏内相談件数は558件で全体(3,530件)の15.8%)
平成23年度(2011)	組織機構改革により、市民部市民活動推進課の所管となる。 県移譲事務(消費生活用製品安全法等に係る事務)の増大により消費生活安全調査員を1人配置する一方、多重債務相談の減少により消費生活相談員を2人減員(11人体制)。
平成24年度(2012)	相談件数の減少により、前年度に引続き消費生活相談員を2人減員し9人体制としたほか、食品等に係る安全・安心を確保するため、放射性物質食品測定員(非常勤)を1人配置し、市内で生産される農畜産物のほか、市民が持ち込む食品等についても、放射性物質の測定検査を開始する。 第2次一括法により、「電気用品安全法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」「ガス事業法」が県から移譲される。
平成25年度(2013)	組織機構改革により、市民部くらしの安全課の所管となる。 消費者行政活性化事業を見直し、消費生活相談員を1人減員し8人体制とする。消費者庁「高齢消費者の二次被害防止モデル事業」に取り組む。
平成26年度(2014)	東日本大震災の被災地(陸前高田市)に職員1名を一年間派遣する。
平成27年度(2015)	第46回東北都市消費者行政協議会総会を43年ぶりに盛岡市で開催。
平成28年度(2016)	盛岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例が施行される。
平成30年度(2018)	放射性物質食品測定員を非常勤職員から臨時職員に変更し、測定日を週3日(火・水・金)とする。 全国特定市計量行政協議会東北地区会議を盛岡市で開催。
令和元年度(2019)	市民が持ち込む食品等に係る放射性物質の測定検査を終了。 東日本大震災の被災地(大槌町)に職員1名を一年間派遣する。
令和2年度(2020)	新型コロナウイルス感染症関連の特殊詐欺被害防止のため、高齢者に対する特殊詐欺被害防止対策電話機の購入等費補助を実施。
令和3年度(2021)	肴町分庁舎の廃止に伴い、7月に内丸分庁舎に移転。
令和4年度(2022)	第53回東北都市消費者行政協議会総会を盛岡市で開催。
令和5年度(2022)	消費生活相談員のうち3人を主任消費生活相談員とする。

Ⅱ 消費者行政の主な事業

1 消費者行政の推進

(1)消費生活相談

多重債務や訪問販売、電話勧誘、クレジット契約など消費生活上の問題解決のため消費生活相談員を配置し、市民などからの苦情相談や問い合わせに応じており、解決が困難なケースについては、無料で行っている「消費生活の法律相談」の担当弁護士や関係機関と協議しながら解決に導いています。

近年の相談件数の合計は3,000件を下回っていますが、令和6年度は5年度をやや下回ったものの横ばいという結果となりました。主な相談内容としては、ネット取引トラブルや高齢者や若者への巧妙で悪質な販売等の相談が多く寄せられ、年代別では、60代以上の相談が平成23年度以降14年連続で40%を超えており、6年度は特に60代の相談が増えました。

6年度の相談件数は、5年度に比べて47件減少の2,648件（前年度比98.3%）でした。また、借金問題の相談は前年度に比べて6件減少の323件（前年度比98.2%）となりました。

増加した主なものは、82件増加の他の電話勧誘トラブル（230件；前年度比155.4%）、61件増加の通信販売トラブル（134件；同比183.6%）、47件増加の架空・不当請求（227件；同比126.1%）です。

一方、減少した主なものは、66件減少のネット取引トラブル（479件；同比87.9%）、49件減少の点検商法（11件；同比18.3%）、45件減少のその他（211件；同比82.4%）です。

なお、広域圏内からの相談は526件で全体の19.9%でした。

また、消費生活の法律相談は平成29年度から100件を下回って推移していましたが、4年度から100件を上回り、6年度は145件となりました。特に40代と50代で増加しています。

《年代別・手段別等相談件数実績》

年 度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
合計（構成比）		2,440	100.0%	2,372	100.0%	2,574	100.0%	2,695	100.0%	2,648	100.0%
年 代 別	20歳未満	62	2.5%	59	2.5%	49	1.9%	57	2.1%	68	2.6%
	20歳代	194	8.0%	189	8.0%	272	10.6%	229	8.5%	201	7.6%
	30歳代	254	10.4%	238	10.0%	248	9.6%	250	9.3%	202	7.6%
	40歳代	344	14.1%	346	14.6%	362	14.1%	357	13.2%	335	12.7%
	50歳代	426	17.5%	374	15.8%	425	16.5%	447	16.6%	455	17.2%
	60歳代	424	17.4%	364	15.3%	445	17.3%	484	18.0%	533	20.1%
	70歳以上	585	24.0%	619	26.1%	598	23.2%	752	27.9%	733	27.7%
	不 明	151	6.2%	183	7.7%	175	6.8%	119	4.4%	121	4.6%
手 段 別	来 所	474	19.4%	438	18.5%	459	17.8%	521	19.3%	464	17.5%
	電 話	1,966	80.6%	1,930	81.4%	2,113	82.1%	2,169	80.5%	2,183	82.4%
	文 書	0	0.0%	4	0.2%	2	0.1%	5	0.2%	1	0.0%
性 別	男 性	1,120	45.9%	1,058	44.6%	1,122	43.6%	1,255	46.6%	1,194	45.1%
	女 性	1,265	51.8%	1,230	51.9%	1,397	54.3%	1,385	51.4%	1,391	52.5%
	不 明	55	2.3%	84	3.5%	55	2.1%	55	2.0%	63	2.4%
市 内 外 別	市 内	1,889	77.4%	1,827	77.0%	1,973	76.7%	2,059	76.4%	2,058	77.7%
	広域圏内	468	19.2%	449	18.9%	492	19.1%	527	19.6%	526	19.9%
	広域圏外	66	2.7%	62	2.6%	83	3.2%	87	3.2%	58	2.2%
	不 明	17	0.7%	34	1.4%	26	1.0%	22	0.8%	6	0.2%

《販売形態別などによる相談件数》

No.	相談種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1	多重債務・フリーローン※	262	11.0%	277	10.8%	309	11.5%	308	11.6%
2	保証人※	4	0.2%	3	0.1%	4	0.1%	0	0.0%
3	名義貸し	40	1.7%	40	1.6%	42	1.6%	30	1.1%
4	マルチ商法	19	0.8%	11	0.4%	8	0.3%	5	0.2%
5	催眠(SF)商法	0	0.0%	3	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
6	点検商法	2	0.1%	6	0.2%	60	2.2%	11	0.4%
7	内職商法(ギャンブル必勝法含)	57	2.4%	47	1.8%	59	2.2%	40	1.5%
8	補習用教材商法	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
9	アポイントメント商法	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
10	靈感商法(占い・開運)	2	0.1%	12	0.5%	7	0.3%	7	0.3%
11	体験(実演)商法	4	0.2%	5	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
12	起業商法	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13	資格商法	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
14	利殖商法	24	1.0%	33	1.3%	57	2.1%	37	1.4%
15	ネガティブオプション(送り付け)	45	1.9%	35	1.4%	63	2.3%	47	1.8%
16	通信関係トラブル	176	7.4%	128	5.0%	132	4.9%	142	5.4%
17	敷金返還・修繕トラブル	44	1.9%	37	1.4%	36	1.3%	25	0.9%
18	クリーニングトラブル	7	0.3%	7	0.3%	7	0.3%	4	0.2%
19	架空・不当請求	180	7.6%	202	7.8%	180	6.7%	227	8.6%
20	ヤミ金・融資詐欺※	4	0.2%	1	0.0%	6	0.2%	7	0.3%
21	キャッチセールス	2	0.1%	4	0.2%	5	0.2%	2	0.1%
22	住宅リフォーム(外構工事含)	25	1.1%	46	1.8%	39	1.4%	51	1.9%
23	金融保険トラブル	44	1.9%	47	1.8%	53	2.0%	18	0.7%
24	次々・過量販売	5	0.2%	2	0.1%	2	0.1%	3	0.1%
25	車関係トラブル	39	1.6%	34	1.3%	47	1.7%	46	1.7%
26	当選商法(賞金・海外宝くじ)	2	0.1%	9	0.3%	10	0.4%	13	0.5%
27	広告詐欺	4	0.2%	3	0.1%	2	0.1%	1	0.0%
28	新聞勧誘	11	0.5%	5	0.2%	8	0.3%	1	0.0%
29	不動産トラブル	28	1.2%	43	1.7%	29	1.1%	45	1.7%
30	冠婚葬祭互助会	8	0.3%	15	0.6%	6	0.2%	8	0.3%
31	生活設計・困窮※	35	1.5%	14	0.5%	10	0.4%	8	0.3%
40	苦情一般(店舗トラブルなど)	70	3.0%	50	1.9%	135	5.0%	129	4.9%
50	食の安全(食品販売店)	15	0.6%	15	0.6%	18	0.7%	14	0.5%
55	製品の安全・トラブル	49	2.1%	33	1.3%	35	1.3%	32	1.2%
61	ネット取引トラブル	463	19.5%	631	24.5%	545	20.2%	479	18.1%
66	通信販売トラブル	73	3.1%	57	2.2%	73	2.7%	134	5.1%
77	他の訪問販売トラブル	44	1.9%	40	1.6%	47	1.7%	38	1.4%
88	他の電話勧誘トラブル	128	5.4%	105	4.1%	148	5.5%	230	8.7%
92	不動産賃貸借トラブル	52	2.2%	56	2.2%	53	2.0%	63	2.4%
98	他の業法(美容整形・訪問買取)	214	9.0%	325	12.6%	201	7.5%	232	8.8%
99	その他	188	7.9%	191	7.4%	256	9.5%	211	8.0%
合 計		2,372	100.0%	2,574	100.0%	2,695	100.0%	2,648	100.0%
※借金問題;No.1・2・20・31		305	12.9%	295	11.5%	329	12.2%	323	12.2%

《商品・役務等別分類相談件数の内訳》

(PIO-NET 相談分類表による)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		*1	*2	*1	*2	*1	*2	*1	*2
商品	A 商品一般	200		276	6	361	3	454	16
	B 食料品	154	2	146	1	171	0	178	1
	C 住居品	83		80	1	105	2	86	0
	D 光熱水品	54	2	62	1	54	1	49	0
	E 被服品	115		128	1	116	1	102	3
	F 保健・衛生品	168		237	1	172	1	215	0
	G 教養・娯楽品	142		152	3	144	1	125	3
	H 車両・乗り物	66	3	55	3	68	6	65	6
	I 土地・建物・設備	224	18	254	23	216	21	222	21
	J 他の商品	5		1		3	0	2	0
商品 関連 役務	K クリーニング	[7]		[7]		[5]	[0]	[4]	[0]
	L レンタル・リース・賃借	[81]	[9]	[85]	[5]	[70]	[7]	[65]	[7]
	M 工事・建物・加工	[46]	[4]	[76]	[8]	[51]	[7]	[65]	[5]
	N 修理・補修	[32]	[2]	[33]	[2]	[47]	[4]	[36]	[1]
	O 管理・保管	[3]		[1]		[6]	[0]	[5]	[1]
役 務	P 役務・一般	14	1	18		17	0	12	0
	Q 金融・保険サービス	353	49	352	47	417	56	373	73
	R 運輸・通信サービス	221	1	176	3	187	4	214	2
	S 教育・サービス	6		15	2	8	0	3	0
	T 教養・娯楽サービス	152	2	136	4	152	4	119	5
	U 保健・福祉サービス	90	2	167	6	143	8	94	2
	V 他の役務	109	6	137	6	171	7	141	9
	W 内職・副業・相場	50	4	26	1	48	7	27	3
	X 他の行政サービス	30		33		27	0	27	0
	Z 他の相談	136		123	4	115	4	140	1
合 計		2,372	90	2,574	113	2,695	126	2,648	145

注：商品関連役務（K～O）に分類した場合、更に商品（A～J）にも分類

*1：消費生活相談

*2：法律相談

○消費生活の法律相談

多重債務に関する相談や訪問販売・電話勧誘販売など消費生活全般に関わるトラブルを解決するため、昭和54年から岩手弁護士会の消費者問題専門弁護士による無料法律相談を開設しています。（平成22年度から30年度までは消費者行政活性化基金を、令和元年度からは消費者行政事務負担金を活用して月3回開設）

《年代別法律相談件数》

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
令和2年度	0	5	8	16	13	20	12	0	74
令和3年度	0	10	13	20	14	15	18	0	90
令和4年度	0	8	21	19	13	24	28	0	113
令和5年度	0	10	20	19	24	24	29	0	126
令和6年度	2	9	9	33	37	22	33	0	145

(2) 消費者救済資金貸付事業

相談者の生活再建を図ることを目的として、平成元年度からサラ金・クレジットなどの多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、21年度から生活再建に要する資金を貸付けしています。融資の原資は市が金融機関に預託し、預託金の4倍（生活再建資金は同額）を融資枠としています。

- 融資機関 消費者信用生活協同組合
- 融資枠 2億6,200万円
 - 債務整理等資金： 2億4,000万円
 - 生活再建資金： 2,200万円
- 融資限度額
 - ア 一般貸付 500万円（債務整理資金；債務整理・ローン借換資金）
100万円（生活再建資金；生活資金・教育資金・自動車購入代金等）
 - イ 特別貸付 100万円（被害救済資金及び訴訟資金）
- 貸付利率
 - ア 一般貸付 年利9.25%（債務整理資金）
年利8.675%（生活再建資金）
 - イ 特別貸付 年利4.94%（被害救済資金及び訴訟資金）
- 償還期間
 - ア 一般貸付 10年（120回）以内（債務整理資金）
6年（72回）以内（生活再建資金）
 - イ 特別貸付 5年（60回）以内（被害救済資金及び訴訟資金）
- 《提携自治体数》 33市町村（県内全市町村）

《貸付利率》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
債務整理資金	9.10%	9.10%	9.10%	9.10%	9.10%	9.25%
生活再建資金	8.625%	8.625%	8.525%	8.525%	8.525%	8.675%
特別貸付資金	4.79%	4.79%	4.79%	4.79%	4.79%	4.94%

《預託額及び融資枠》

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
預 託 額	107,000	103,000	103,000	103,000	103,000	82,000
債務整理資金	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	60,000
生活再建資金	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	22,000
融 資 枠	326,000	328,000	328,000	328,000	328,000	262,000
債務整理資金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	240,000
生活再建資金	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	22,000

《貸付実績》

（単位：千円）

	令和3年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
年度中貸付額	43	51,780	42	44,090	51	57,950	39	45,360	40	60,870
債務整理資金	22	41,620	18	33,590	22	45,150	19	35,600	27	53,880
生活再建資金	21	10,160	24	10,500	29	12,800	20	9,760	13	6,990
年度末貸付残額	254	245,391	216	218,156	206	216,615	202	199,134	188	205,348
債務整理資金	196	225,159	162	198,333	151	195,400	146	179,706	148	189,996
生活再建資金	58	20,232	54	19,823	55	21,215	56	19,428	40	15,352

[参考] 自己破産受理件数

※資料 盛岡地方裁判所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
盛岡地方裁判所管内総数 (岩手県内)	706	757	684	775	861
内、盛岡地方裁判所扱い	350	390	310	360	364

※「盛岡地方裁判所扱い」とは、盛岡市・岩手郡・紫波郡をいう。

(3) 単位価格表示の普及

商品の多様化が進む中で、消費者が容易に価格の比較が可能となるように定められた県の『単位価格表示制度』に基づき、37の対象品目を販売する売場面積300㎡以上の店舗により小売業を営む者等に対して、商品の販売価格表示のほか、計量単位あたりの価格(例えば「100g当たり〇〇円」)表示に努めるよう通知を行っています。

(4) 消費生活用製品安全法立入検査

消費生活用製品の販売にあたり、一般消費者の生命又は身体に危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品について、国の定めた技術基準に適合したことを示す表示(PSCマーク)がなされているか、特定保守製品については事業者の制度の理解や説明義務等の状況についても、消費生活製品安全法に基づき立入検査等を行っています。

ア 特定製品

特定製品は、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いとして政令で指定された「乳幼児用ベッド」や「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」など12製品を指します。

《立入検査実績内容》

	検査 戸数	検査 個数	適正製品		不適正製品		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	
令和2年度	11	121	121	100.0	0	0.0	9月14日～12月4日
令和3年度	11	120	120	100.0	0	0.0	9月28日～11月25日
令和4年度	13	147	147	100.0	0	0.0	9月22日～11月10日
令和5年度	11	154	154	100.0	0	0.0	9月19日～11月14日
令和6年度	9	97	97	100.0	0	0.0	9月26日～11月19日

イ 特定保守製品

特定保守製品は、消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で指定された「石油給湯機」及び「石油ふろがま」を指します。(注)令和3年7月までは9製品

《立入検査実績内容》

	検査 戸数	検査 個数	適正製品		不適正製品		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	
令和2年度	2	5	5	100.0	0	0.0	9月18日～10月9日
令和3年度	3	3	3	100.0	0	0.0	10月5日～10月22日
令和4年度	2	2	2	100.0	0	0.0	45213
令和5年度	1	2	2	100.0	0	0.0	11月14日
令和6年度	1	2	2	100.0	0	0.0	11月19日

(5)家庭用品品質表示法立入検査

家庭用品の販売にあたり、対象品目について規定の表示事項が適正に表示されているか、家庭用品品質表示法に基づき立入検査を行っています。

《立入検査実績内容》

	検査 戸数	検査 個数	適正製品		不適正製品		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	
令和2年度	12	656	608	92.7	48	7.3	9月14日～12月1日
令和3年度	10	1629	1575	96.7	54	3.3	9月28日～11月25日
令和4年度	12	80	80	100.0	0	0.0	9月22日～11月10日
令和5年度	12	1873	1873	100.0	0	0.0	9月19日～11月24日
令和6年度	9	221	220	99.5	1	0.5	9月26日～11月19日

(6)電気用品安全法に基づく立入検査

電気用品の販売に当たり、国の定めた技術基準に適合している表示(PSEマーク)がなされているか立入検査を行っています。

《立入検査実績内容》

	検査 戸数	検査 個数	適正製品		不適正製品		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	
令和2年度	10	177	177	100.0	0	0.0	9月15日～12月4日
令和3年度	9	204	204	100.0	0	0.0	9月28日～11月25日
令和4年度	11	316	316	100.0	0	0.0	9月22日～11月10日
令和5年度	7	69	69	100.0	0	0.0	9月19日～11月14日
令和6年度	12	182	182	100.0	0	0.0	9月26日～11月19日

(7)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

液化石油ガス器具等の販売に当たり、販売事業者や保安機関に立入検査を行い業務の状況若しくは帳簿、書類等を確認します。

(8)ガス事業法に基づく立入検査

都市ガスの許認可権限は国に属し、立入検査も国が実施することから、市では国から指示があった場合に立入検査を実施します。

2 消費者教育・啓発等

(1) 消費者講座の開催

一般消費者、学生及び勤労者を対象として、町内会、老人クラブ・消費者団体等の各種団体、学校、企業等に講師を派遣する消費者講座を実施し、消費生活全般に関する知識の普及及び消費者の自立に必要な情報提供をするなど、消費生活の安定と向上・消費者意識の高揚に努めています。

昭和54年度から「出前」による一般消費者講座、平成6年度からは学校訪問講座、8年度からは企業訪問講座を実施していますが、講座では、最近の相談事例等を紹介しながら悪質商法の被害に遭わないように啓発・注意喚起をしています。

なお、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症に伴う開催自粛もあり、開催が少ない状況が続いていますが、この間の成年年齢の引下げや新型コロナウイルス感染症蔓延などの影響もあり、増加しているネット取引など、啓発・注意喚起の必要性は高まっています。

《消費者講座開催実績》

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
一般消費者講座	18	453	17	297	21	655	34	690	42	942
学校訪問講座	36	1,821	39	1,645	16	1,135	14	672	9	434
企業訪問講座	9	252	12	276	6	145	6	354	7	189
合 計	63	2,526	68	2,218	43	1,935	54	1,716	58	1,565
(広域実施分)	17	697	20	520	5	340	16	379	13	350

(2) 消費生活情報誌の発行

消費者が自主的かつ健全な消費生活を営むことができるように、昭和59年度から「くらしの情報誌えぷろん」を年3回発行、平成17年度からは「広報もりおか」の中で「消費生活情報えぷろん」として隔月掲載し、悪質商法に遭わないための啓発、商品やサービス及び契約に関する知識などの情報を提供し、消費者被害の未然防止に努めています。(1回当たり発行部数;143,700部 年6回、全世帯配布)

なお、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症に関する記事等の掲載のため年4回に、4年度及び5年度は3回の発行となりましたが、5年度以降は市SNSや市ホームページを活用した情報発信も実施しています。

また、広域圏においても、『もりおか広域 消費生活情報 特別便』として、平成24年度から平成30年度まで全世帯配布しました(1回当たり発行部数;66,900部)。

《令和6年度の掲載内容》

4月1日号	◇お役に立ちます！ 消費生活センター 「出前！消費者講座」でトラブル防止 一人で悩まず、すぐに相談を！
7月1日号	◇インターネットを利用した旅行予約のトラブルにご注意を！
10月1日号	◇「おトクにお試しだけ」のつもりが定期購入に！？定期購入トラブルにご注意！
1月1日号	◇「お客様の電話は2時間後に利用停止となります」自動音声による不審な電話にご注意を！

《令和6年度のSNS発信内容》

7月25日	◇【定期購入トラブルの相談が増えています！】
1月15日	◇【自動音声による不審な電話にご注意を！】
2月4日	◇【中古車の売却トラブルが増加しています！】

☆市ホームページで、製品安全情報を中心に11回発信しました。

(3) 啓発用資料等の作成

商品知識・訪問販売契約などの知識の普及を目的とした啓発用リーフレットなどを作成し、市の窓口や消費者講座、学校訪問講座などにおいて配布し、消費者情報の提供を行っています。

Ⅲ 計量行政の主な事業

1 計量行政の推進

(1) 計量器の定期検査

計量法第19条及び第21条の規定により、取引又は証明に使用している計量器について2年に1回定期的に検査することになっていることから、盛岡市では市域を雫石川・中津川を境に2ブロック(南部と北部)に区分し、偶数年度は南部地区を、奇数年度は北部地区を対象に検査を実施しており、令和4年度は南部地区を実施しました。

なお、適正な計量の実施を確保するため、計量法第20条第1項の規定に基づき、平成11年7月28日付けで社団法人計量計測技術センターを指定定期検査機関として指定し、計量器の定期検査全般を委託実施しています。

※ 取引や証明に用いる計量器の利用者は、民間計量士が行う代検査(実施後、定期検査前までに市に報告が必要です。)か、市が行う定期検査のいずれかの検査を受検しなければなりません。

ア 計量器事前調査

計量法第19条の規定に基づく定期検査の実施前に、その対象となる特定計量器(取引や証明に用いる計量器)の数の調査を実施しています。

(一般社団法人計量計測技術センターに委託。)

○特定計量器定期検査事前調査業務委託料 6年度: 799,198円 (5年度: 870,155円)

○特定計量器定期検査業務委託料 6年度: 1,810,078円 (5年度: 1,927,499円)

イ 定期検査区分別成績表※()内は内数で分銅・おもりの数及び率

《令和6年度;南部地区》

検査区分	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率(%)	検査期間
所在場所検査	37	178 (0)	2 (0)	1.1 (0.0)	9/24～10/16
集合検査	341	695 (117)	0 (0)	0.0 (0.0)	9/24～10/25
小 計	378	873 (117)	2 (0)	0.2 (0.0)	延べ日数18日
計量士による代検査	192	1,358 (189)	12 (0)	0.9 (0.0)	
合 計	570	2,231 (306)	14 (0)	0.6 (0.0)	

《令和5年度;北部地区》

検査区分	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率(%)	検査期間
所在場所検査	42	107 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	10/4～10/13
集合検査	289	526 (124)	3 (0)	0.6 (0.0)	9/20～10/16
小 計	331	633 (124)	3 (0)	0.5 (0.0)	延べ日数18日
計量士による代検査	229	1,266 (188)	5 (0)	0.4 (0.0)	
合 計	560	1,899 (312)	8 (0)	0.4 (0.0)	

ウ 計量器検査手数料

○令和6年度: 824,720円 延べ18日 (令和5年度: 653,990円 延べ18日)

(盛岡市手数料条例第4条の規定により指定定期検査機関が徴収した手数料の額)

(2) 計量取締指導(立入検査)

計量法第148条の規定に基づき、日常消費される商品を製造及び販売する事業所への立入若しくは買い取り検査等を行うことにより、適正な計量の実施の確保を図ることを目的に立入検査を実施しています。

<量目取締> 計量法改正により、平成6年度から量目取締の規制が不足側のみとなりました。

ア 全国一斉量目取締試買検査

商品の流通が盛んになる中元期及び年末時期に、全国の計量特定市が一斉に、国民の消費生活における量目の信頼を守るため、適正な計量の実施の確保を図ることを目的に計量法第148条の規定に基づき全国計量行政会議の指定商品（肉製品、魚介類及び乾めん等の食料品）及び正味量表記（トレー、ラップ、調味料等を除く）されている観光みやげ物等の量目検査を実施しています。

《検査実績》※(超過商品)は正量商品の内数

	検査 戸数	検査 個数	正量商品		(超過商品)		不足商品	
			個数	率(%)	個数	率(%)	個数	率(%)
令和2年度	31	255	240	94.1	20	7.8	15	5.9
令和3年度	37	300	274	91.3	33	11.0	7	2.3
令和4年度	51	255	291	114.1	11	4.3	0	0.0
令和5年度	44	220	240	109.1	12	5.5	0	0.0
令和6年度	49	245	243	99.2	9	3.7	2	0.8

※<前期>

	検査 戸数	検査 個数	正量商品		(超過商品)		不足商品		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	個数	率(%)	
令和2年度	18	125	110	88.0	15	12.0	15	12.0	10月28日
令和3年度	19	150	150	100.0	18	12.0	0	0.0	6月8日
令和4年度	31	155	155	100.0	3	1.9	0	0.0	7月4日
令和5年度	24	120	120	100.0	12	10.0	0	0.0	7月3日
令和6年度	24	120	120	100.0	7	5.8	0	0.0	7月9日

※<後期>

	検査 戸数	検査 個数	正量商品		(超過商品)		不足商品		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	個数	率(%)	
令和2年度	13	130	130	100.0	5	3.8	0	0.0	12月7日
令和3年度	18	150	143	95.3	15	10.0	7	4.7	12月7日
令和4年度	20	100	100	100.0	8	8.0	0	0.0	12月6日
令和5年度	20	100	100	100.0	0	0.0	0	0.0	12月5日
令和6年度	25	125	123	98.4	2	1.6	2	1.6	12月10日

イ スーパーマーケット等商品量目立入検査

市内のスーパーマーケット等量販店が自店でパック詰めし、内容量を表記して販売している商品を対象に、その量目が適切かどうかを確認するため、立入検査を実施しています。この結果、正量率90%以上の店舗を合格として合格ステッカーを配布しています。

《検査実績》※(超過商品)は正量商品の内数

	検査 戸数	検査 個数	正量商品		(超過商品)		不足商品		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	個数	率(%)	
令和2年度	15	750	741	98.8	0	0.0	9	1.2	10/2～12/16
令和3年度	17	850	840	98.8	1	0.1	10	1.2	9/28～11/18
令和4年度	17	900	890	98.9	0	0.0	10	1.1	9/22～11/8
令和5年度	15	750	749	99.9	5	0.7	1	0.1	9/19～11/24
令和6年度	16	796	785	98.6	1	0.1	11	1.4	9/26～12/10

ウ 石油ガスメーター立入検査

市内の石油ガスメーター取扱事業者を対象として、検定有効期間等を確認するため、立入検査(台帳検査)を実施しています。(平成29年度・令和4、5年度は未実施)

《検査実績》

	検査戸数	検査個数	適正メーター		不適正メーター		実施日
			個数	率(%)	個数	率(%)	
平成30年度	12	75,412	75,375	100.0	37	0.0	1/26～2/8
令和元年度	8	4,025	4,023	100.0	2	0.0	1/12～2/18
令和2年度	7	9,947	9,947	100.0	0	0.0	1/25～2/19
令和3年度	7	15,832	15,832	100.0	0	0.0	2/7～2/25

エ 計量関係事業者取締

計量関係事業者が、計量法を遵守して業務を適正に行っているかどうかを確認するため、立入検査を実施しています。(平成21年度実施、22～令和5年度未実施)

	指定定期検査機関	適正計量管理事業所	製造事業者	修理事業者	計量器販売事業者	証明事業者
平成21年度	0	5事業所	0	4事業所	1事業所	1事業所
平成22年度～令和6年度	—	—	—	—	—	—

(3) 計量思想の普及・啓発

ア 計量啓発

毎年11月1日の「計量記念日」及び11月の「計量強調月間」に合わせ、岩手県商工労働観光部商工企画室及び(一社)計量計測技術センターの協力により啓発事業を実施しています。

①計量強調月間啓発用横断幕の市庁舎掲示;10月下旬～11月上旬

②(一社)計量計測技術センターが主催する「けいりょう」強調月間標語コンクール後援&盛岡市長賞贈呈

★盛岡市長賞 (応募数)

令和元年度 (257)	『世界に誇る品質の 礎(いしずえ)築く確かな計量』
令和2年度 (383)	『進む自動化 効率アップ 基盤は確かな計量技術』
令和3年度 (352)	『小さな目盛に大きな責任 みんなで築く高品質』
令和4年度 (377)	『安心届ける 確かな計量 消費者目線で 築く信頼』
令和5年度 (264)	『正しい計量で無駄をなくす 地球にやさしいものづくり』
令和6年度 (236)	『サステナブルな未来へつなぐ 正しい計量 確かな管理』

イ 計量担当者実務研修会

毎年2月、市内のスーパーマーケット等量販店の計量担当者を対象に、先に実施したスーパーマーケット等商品量目立入検査結果報告と計量法に関する講習会を行い、適正計量管理の思想普及に努めています。

なお、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止しました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日	2月13日	2月13日	2月10日	2月9日	2月7日	3月4日
参加者	23人	中止	中止	11人	16人	13人